

講習会資料

1 最近の犯罪情勢について

- 埼玉県の刑法犯認知状況及び検挙状況(暫定)
- 自動車盗の認知状況

2 古物営業法(以下「法」という。)について

- 古物営業法の目的(法第1条)
- 盗品及び遺失物の回復(法第20条)

～ 民法 ～

第193条 前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

第194条 占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 立入り及び調査(法第22条)

3 古物商及び古物市場主の遵守事項について

(1) 許可証等の携帯（行商）（法第 11 条）

(2) 標識の掲示等（法第 12 条）

(3) 管理者（法第 13 条）

(4) 営業の制限（法第 14 条）

(5) 相手方の確認（法第 15 条第 1 項）

(6) 不正品の申告（法第 15 条第 3 項）

(7) 帳簿等への記載等（法第 16 条）

(8) 帳簿等の保管（法第 18 条）

4 防犯活動への啓蒙

- ・ 特殊詐欺防止への協力依頼

別紙

古物台帳

別記様式第15号（第17条関係）

受 入 れ								払 出 し					
年月日	区別	取引した古物			相手方の真偽を確認 するための措置 の区分（及び方法）	取引の相手方				年月日	区別	取引の相手方	
		品目	特徴	数量		住 所	氏 名	職 業	年 齢			住 所	氏 名

備考

- 1 「受入れ」の「区別」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。
- 2 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 3 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木の名入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載され、又は記録された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。
- 4 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。

別記様式第16号（第17条関係）

年 月 日	売主の氏名		売主の住所
品 目	特 徴	数 量	買主の住所及び氏名

備考

- 1 「品目」欄は、一品ごとに記載することとし、同欄には、例えば、「紺サージ背広三つぞろい」、「金側腕時計」、「黒色軽自動車」のように、品名を記載すること。ただし、同一種類の製品で、区別しにくいものは、一括して記載することができる。
- 2 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木の名入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載され、又は記録された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。